参考 4

Ver.1.0

修習技術者 IPD ガイドライン

2026 年 1 月 28 日

公益社団法人日本技術士会

目次

はじめに

Ⅰ．実施主体としての体制の整備
1．修習技術者 IPD センター
2．CPD 活動関係学協会連絡会
3．技術士 CPD 実績管理委員会

Ⅱ．修習技術者の IPD 活動の基本的な考え方
1．IPD 活動の目的及び修習技術者に求められる資質能力
(1) 修習技術者による IPD 活動の目的
(2) 修習技術者に求められる資質能力及び IPD 活動
(3) IPD 活動の実績内容の確認における判断基準

2．修習技術者の IPD 活動の区分及び算定基準
(1) IPD 活動の区分及び算定基準の基本方針
(2) IPD 活動の資質区分及び形態区分
(3) 形態区分別 IPD 時間算定基準（目安）

3．修習技術者のキャリア形成に必要な IPD 時間

4．修習技術者の IPD 活動に対する多様な研修の支援

Ⅲ．IPD 活動実績簿

Ⅳ．関係学協会の CPD 活動実績の活用

Ⅴ．ロードマップ及び社会実装に向けて

Ⅵ．分科会への修習技術者の IPD 活動状況の報告

はじめに

「修習技術者 IPD ガイドライン」は、文部科学省にて主催された IPD 懇談会でまとめられた『技術士制度における IPD に関する懇談会の議論のまとめ（令和 6 年 7 月 26 日）(以下「IPD 懇談会まとめ」という。)』に基づき日本技術士会が実施する修習技術者のための IPD の実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、実施主体としての体制の整備、IPD の基本的な考え方、IPD 実績の判断基準等について取りまとめたものである。

以下に本ガイドラインに関係する「IPD 懇談会まとめ」の主要ポイントを示す。

・IPD システム立ち上げ時のターゲットは「技術士を目指す技術者」とすることが望ましい
・立ち上げ時においては技術士法に明示された日本技術士会が主体的に運営を担う事が望ましい
・運営主体は多様なプログラム提供機関と強固な連携をとる
・小さくスタート(注)させつつ順次拡大させ社会実装を図る
（注） 以降「スモールスタート」と称する

本会では IPD システムのスモールスタートに当たって、対象者を GA を取得したことが確認できる「修習技術者（技術士第一次試験合格者およびそれと同等と認められた者で、技術士補となる資格を有する者）」とする。以降社会実装が進んだ段階で、「技術士を目指す技術者」に拡大していくものとする。

※「修習技術者 IPD ガイドライン」では、「初期専門能力開発（Initial Professional Development）」を「IPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会（あるいは「本会」）」、「高等教育機関卒業時に取得すべき能力（Graduate Attribute）」を「GA」という。

Ⅰ．実施主体としての体制の整備

日本技術士会が修習技術者の IPD 活動の実績の管理及び活用に関する実施主体として、下記項目の整備と事務を担う事となった。

① 修習技術者 IPD ガイドライン（以下「IPD ガイドライン」という。）の策定
② 修習技術者 IPD マニュアル（以下「IPD マニュアル」という。）の策定
③ 修習技術者の IPD 活動の記録の確認及び実績簿の作成
④ 修習技術者の IPD 活動の普及啓発
⑤ 分科会への修習技術者の IPD 活動の状況の報告

そのため、日本技術士会では以下の体制でこれらの事務を行う。

１．修習技術者 IPD センター

日本技術士会の事務局組織に設置する修習技術者IPDセンターにおいて、修習技術者のIPD活動実績の管理及び活用に関する実施主体としての事務（以下、「IPD 実績管理事業」という。）を担当する。

２．CPD 活動関係学協会連絡会※

新・技術士 CPD 活動のスタートに当たって、CPD 活動関係学協会連絡会を設置した。修習技術者の IPD 活動の普及に当たっては、この CPD 活動を実施している関係学協会が参加の CPD 活動関係学協会連絡会を修習技術者 IPD 活動のアドバイザリーコミュニティーとして活用する。連絡会では、修習技術者の IPD 活動の実施状況について日本技術士会から情報提供するとともに、IPD のあり方、IPD の相互承認の推進等について意見を求め、広く IPD 活動の発展に努める。事務局は修習技術者 IPD センターが担当する。

※CPD 活動関係学協会連絡会に IPD に関する機能を付加するものとする。

３．技術士 CPD 実績管理委員会

修習技術者の IPD 活動実績管理事業を総括的に管理するために、CPD 活動関係団体からの推薦者及び CPD 活動の知見を有する日本技術士会の正会員の委員からなる技術士 CPD 実績管理委員会を活用し、次の業務を担当する。

① 修習技術者の IPD 活動実施状況の分科会への報告に関すること
② IPD ガイドライン及び IPD マニュアルの周知及び意見の聴取並びに改訂
　に係る技術士制度検討委員会への提案に関すること
③ CPD 活動関係学協会連絡会の運営に関すること
④ 修習技術者の IPD 登録内容の審査に関すること
⑤ その他、IPD 実績管理事業の管理に関すること

Ⅱ．修習技術者の IPD 活動の基本的な考え方

１．IPD 活動の目的及び修習技術者に求められる資質能力

(1) 修習技術者による IPD 活動の目的

修習技術者の IPD 活動は、技術士を目指すために必要な資質能力を向上・取得することを目的とするものである。

技術士資格は、技術士の専門知識や技術力、高い倫理観といった資質能力を客観的に保証する意義を有しており、個々の技術士は、社会ニーズの変化に的確に対応できるよう、日々自己研さんを積み、最新の知識・技術を身につけて、業務の質を維持する責務を有する。よって、個々の修習技術者のIPD活動は、技術士となるための一過程にとどまるものではなく、生涯にわたるキャリア形成を見据えて、自らの意思で主体的に業務遂行に必要な知識を深め、技術を修得することが求められる。

(2) 修習技術者に求められる資質能力及び IPD 活動

技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成 26 年 3 月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示され、令和5 年 1 月の分科会において改訂が行われ、「継続研さん」が追加された（**表－１**）。これらは、技術士であれば最低限備えるべき資質能力であり、修習技術者も IPD 活動を通じてその取得に向けた取り組みが必須である。技術士になって以降も業務遂行に必要な知見を深め、技術を修得し資質能力の向上を図ることが求められる。

(3) IPD 活動の実績内容の確認における判断基準

修習技術者の IPD 活動に関しては、これまでも資質能力の向上のため実践を推奨されてきたが、その実績を登録する仕組みが無かった。

また、修習技術者の IPD 活動の実績内容の確認に当たっては、技術部門ごとに専門的な業務の性格・内容や当該修習技術者の業務上の立場が様々であり、個々の修習技術者の IPD 活動の具体の内容、方法も多様であることに留意が必要である。日本技術士会においては CPD システムをベースとしてIPDガイドライン及びそれに基づくIPDマニュアルを今回制定し、IPD 活動の実績を登録できるようにした。各学協会においては CPD と IPD に関して区別されたプログラムが組まれていないのが現状であり、当面の間修習技術者が他学協会で取得したCPD実績を日本技術士会においてはIPDとして登録できるものとする。

（表－１）　技術士に求められる資質能力(コンピテンシー)

平成 26 年 3 月 7 日
改訂令和 5 年 1 月 25 日
科学技術・学術審議会
技術士分科会

キーワード	解説
専門的学識	・技術士が専門とする技術分野(技術部門)の業務に必要な、技術部門全般にわたる専門知識及び選択科目に関する専門知識を理解し応用すること。 ・技術士の業務に必要な、我が国固有の法令等の制度及び社会・自然条件等に関する専門知識を理解し応用すること。
問題解決	・業務遂行上直面する複合的な問題に対して、これらの内容を明確にし、必要に応じてデータ・情報技術を活用して定義し、調査し、これらの背景に潜在する問題発生要因や制約要因を抽出し分析すること。 ・複合的な問題に関して、多角的な視点を考慮し、ステークホルダーの意見を取り入れながら、相反する要求事項(必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等)、それらによって及ぼされる影響の重要度を考慮した上で、複数の選択肢を提起し、これらを踏まえた解決策を合理的に提案し、又は改善すること。
マネジメント	・業務の計画・実行・検証・是正(変更)等の過程において、品質、コスト、納期及び生産性とリスク対応に関する要求事項、又は成果物(製品、システム、施設、プロジェクト、サービス等)に係る要求事項の特性(必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等)を満たすことを目的として、人員・設備・金銭・情報等の資源を配分すること。
評価	・業務遂行上の各段階における結果、最終的に得られる成果やその波及効果を評価し、次段階や別の業務の改善に資すること。
コミュニケーション	・業務履行上、情報技術を活用し、口頭や文書等の方法を通じて、雇用者、上司や同僚、クライアントやユーザー等多様な関係者との間で、明確かつ包摂的な意思疎通を図り、協働すること。 ・海外における業務に携わる際は、一定の語学力による業務上必要な意思疎通に加え、現地の社会的文化的多様性を理解し関係者との間で可能な限り協調すること。
リーダーシップ	・業務遂行にあたり、明確なデザインと現場感覚を持ち、多様な関係者の利害等を調整し取りまとめることに努めること。 ・海外における業務に携わる際は、多様な価値観や能力を有する現地関係者とともに、プロジェクト等の事業や業務の遂行に努めること。
技術者倫理	・業務遂行にあたり、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮した上で、社会、経済及び環境に対する影響を予見し、地球環境の保全等、次世代にわたる社会の持続可能な成果の達成を目指し、技術士としての使命、社会的地位及び職責を自覚し、倫理的に行動すること。 ・業務履行上、関係法令等の制度が求めている事項を遵守し、文化的価値を尊重すること。 ・業務履行上行う決定に際して、自らの業務及び責任の範囲を明確にし、これらの責任を負うこと。
継続研さん	・CPD活動を行い、コンピテンシーを維持・向上させ、新しい技術とともに絶えず変化し続ける仕事の性質に適応する能力を高めること。

2．修習技術者の IPD 活動の区分及び算定基準

(1) IPD 活動の区分及び算定基準の基本方針

修習技術者の IPD 活動は、自発的かつ主体的に様々な場において多様な形態で実施される。したがって、IPD 活動をより実質化するため、登録の対象となる IPD 活動の区分について多様性を整理してわかりやすくするとともに、区分に応じた時間算定基準や上限時間等の条件設定が必要である。

(2) IPD 活動の資質区分及び形態区分

修習技術者の IPD 活動は「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」（**表－１**）に基づくと、「継続研さん」は行動としての資質能力で全体に関わることから、それ以外の 7 つを大きく専門的学識及び一般共通資質の 2 つの資質区分に分けることができる。さらに、専門的学識は技術部門全般と専門（選択）科目、法令等の制度、社会・自然条件の 4 つの資質項目に分けることができる（**表－２**）。

また、修習技術者の IPD 活動の形態は 10 の形態項目に分けることができ、それらは参加型、発信型、実務型、自己学習型の 4 つにまとめることができる。（**表－３**）

修習技術者は、IPD 活動を実施するに当たって、どの形態区分・形態項目の活動がどのような資質区分・資質項目の資質能力の向上・取得を図ることができるかを考えつつ、専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の修得に取り組む必要がある。

（表－２） IPD活動の資質区分と資質項目

資質区分	資質項目
A.専門的学識	1-1 技術部門全般 1-2 専門（選択）科目 1-3 法令・規格等の制度 1-4 社会・自然条件
B.一般共通資質	2 問題解決 3 マネジメント 4 評価 5 コミュニケーション 6 リーダーシップ 7 技術者倫理

（表－３） IPD活動の形態区分と形態項目

形態区分	形態項目
Ⅰ．参加型	1 講演・研修 2 組織内研修 3 学協会活動
Ⅱ．発信型	4 論文・報告文 5 講師・技術指導 6 図書執筆 7 技術協力
Ⅲ．実務型	8 資格取得 9 業務成果
Ⅳ．自己学習型	10 多様な自己学習

(3) 形態区分別 IPD 時間算定基準（目安）

参加型は講演会参加を基準として 1 時間当たりの参加を 1 IPD 時間とする。実務型は表彰や特許など成果の明確なものに限定する。自己学習型は自己学習を基準として 1 時間当たりの学習時間を 0.5 IPD 時間とする。

また、それぞれの形態区分及び形態項目において、必要に応じて年間の上限を設けることができる。（**表－４**）

（表－４）　　形態区分別 IPD 時間算定基準（目安）

形態区分	基準となる形態
参加型	講演会参加：　1時間当たり1IPD時間
発信型	論文掲載　：　1件当たり40IPD時間
実務型	成果の明確なものに限定
自己学習型	自己学習　：　1時間当たり0.5IPD時間

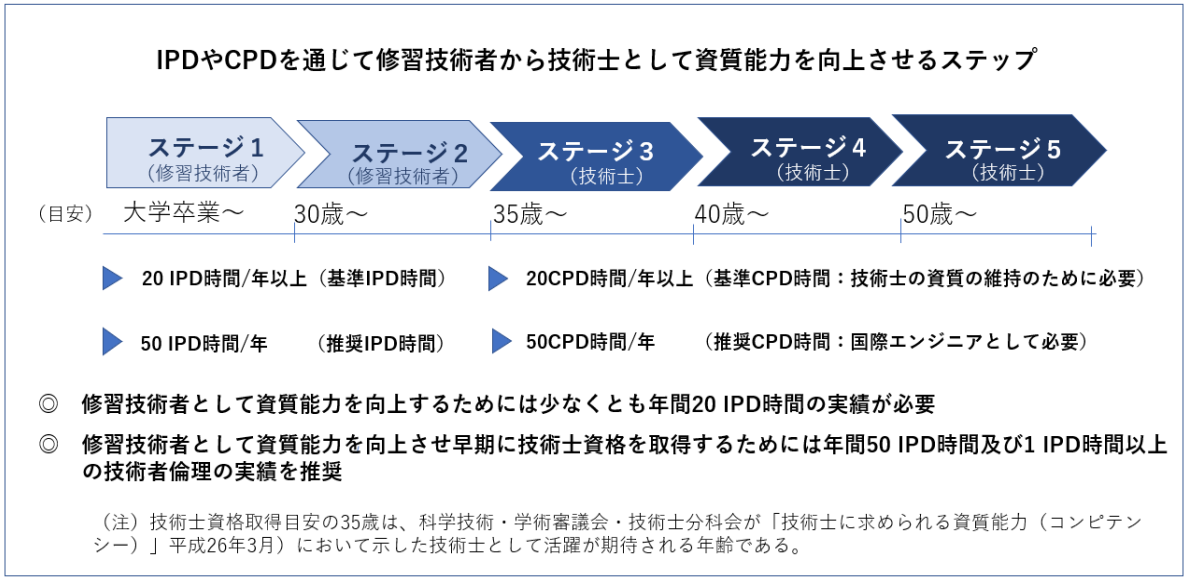
３．修習技術者のキャリア形成に必要な IPD 時間

分科会では、技術士資格の取得年齢の目安を 35 歳として、技術者の生涯を通じたキャリアパスの観点から、技術者の段階（ステージ）に応じた共通的な資質能力（コンピテンシー）を例示した「技術者キャリア形成スキーム（コアスキーム）(例)」が示されている（「今後の技術士制度の在り方について（中間報告）平成 27 年 2 月」）。

これに基づき、修習技術者～技術士のキャリア形成の観点から修習技術者としてその資質能力を向上するためには、1 年間で少なくとも技術に関する学協会に入会し発行されている会誌の購読（年間 10 IPD 時間）を行うとともに、繁忙期を除いて月 1 回 1 時間程度の講演会又は e ラーニング等に 10 回参加（年間 10 IPD 時間）程度の継続研さんが必要と考え、それを算定根拠に米国等の更新要件に匹敵する年間 20 IPD 時間の実績を「基準 IPD 時間」とする（**図－１**）。

また、修習技術者として資質能力を向上させ、技術士資格を早期に取得するためには、技術士の推奨 CPD 時間に相当する年間 50 IPD 時間の実績が必要と考え、それを「推奨 IPD 時間」とする（**図－１**）。技術士は、資質区分の専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の修得が必要であり、また、社会から高い倫理観を保つことが求められていることから、修習技術者にも「推奨 IPD 時間」の内数として年間 1 IPD 時間以上の技術者倫理の実績を求める（**図－１**）。

（図―１）　**修習技術者～技術士のキャリア形成に必要な IPD、CPD時間**



4．修習技術者の IPD 活動に対する多様な研修の支援

日本技術士会は、技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援として、個々の技術士が活動する地域によって CPD 活動に要する労力、コストなどに顕著な格差を生じさせないようにするため、全ての技術士が利用できる e ラーニングの受講システム（以下「Pe ラーニング」）を構築している。特に、推奨 CPD 時間において年間 1 時間以上の技術者倫理に関する研さんを必須としたことに伴い、全ての技術士が容易に技術者倫理に取組めるように倫理委員会の協力を得て技術者倫理に関するプログラムを作成して Pe ラーニングで提供している。

日本技術士会は、修習技術者の IPD 活動を支援するにあたっても、Pe ラーニングのプログラムを IPD 活動の用に供して、全ての修習技術者が容易に IPD 活動に取り組めるように支援する。

Ⅲ．IPD 活動実績簿

日本技術士会は新技術士・CPD 活動において、技術士の CPD 活動データ等の管理システムを構築して、各技術士の CPD 活動の実績簿を作成している。

日本技術士会は IPD 事業をスタートさせるにあたって、上記に準じる「IPD 活動実績簿」を作成し、修習技術者の IPD を記録することとした。詳細は修習技術者 IPD マニュアルに記述する。

Ⅳ．関係学協会の CPD 活動実績の活用

日本技術士会以外の関係学協会が実施している CPD 活動実績を技術士 CPD 活動実績として活用するため、日本技術士会が設置した CPD 活動関係学協会連絡会に参加している学協会等を「技術士 CPD 実施法人」と称し、技術士 CPD 実施法人において登録された CPD 実績は、日本技術士会に登録された CPD と同等と見なしている。一方で関係学協会においては IPD と CPD を区別なく登録されていることから、本会では修習技術者に対してその法人が発行する CPD 活動実績証明書をもって、修習技術者 IPD 活動実績簿への記載申請を受け付けることができるものとする。

「技術士 CPD 実施法人」が備えていることが望ましい要件は以下のとおりとなっている。

(望ましい技術士 CPD 実施法人の要件)

① 学習目標が明示された良質な CPD プログラムを提供していること。
② 「独自の CPD 算定基準」を定めた CPD 登録制度を保有していること。
③ 「独自の CPD 算定基準」が「形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）」(表－4 の IPD を CPD に置き換えたもの)に概ね適合していること。
④ 「独自の CPD 算定基準」の資質区分等の分類に、専門的学識だけでなく一般共通資質が位置付けられていること。
⑤ 「独自の CPD 算定基準」に基づき CPD 登録の審査を実施し、その登録証明書を発行していること。
⑥ CPD 記録を一定期間保存していること。

Ⅴ．ロードマップ及び社会実装に向けて

今回の IPD システムはスモールスタートという位置付けであるが、最終的に IPD 制度をどのように進化させていくのかの検討を行いロードマップを作成し、社会実装を進めていくことが必要である。検討に当たって必要な項目は下記の通りである。

① 社会実装の仕組み造り（IPD 活動の支援体制含む）
② IPD 運営主体の検討
③ IPD のインセンティブの検討（試験制度の見直し含む）
④ 関係機関との協働

Ⅵ．分科会への修習技術者の IPD 活動状況の報告

日本技術士会は、日本技術士会の管理する CPD 実績の利活用の事例等、技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する事項について、毎年度分科会に報告書を提出することとなっており、修習技術者の IPD 活動の実施状況についても、必要に応じて報告を行うこととする。

附記

1．IPD ガイドラインは、2026 年 1 月 28 日に理事会で承認を得たものをもって Ver.1.0 とする。